

基準総則

軒の高さの算定
法第92条、令第2条第1項第7号

軒の高さの算定について

平成21年秋期部会

軒の高さの算定については次のとおり取り扱う。

軒の高さについても、建物の高さと同様に考え、高さに算入されない階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分を除いた建築物本体部分で算定する。